# 6 推進項目

- (1) 連携、協調等の促進
- (2) 道民等の防犯・規範意識の醸成
- (3) 道民等による自主的な防犯活動の推進
- (4) 学校・通学路等における児童等の安全確保
- (5) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

# (1) 連携、協調等の促進(条例第7条)

犯罪のない安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、 道や市町村、事業者、関係団体等が連携を図り、一体となって取り組んでいくことが 重要です。

全道レベル、地域レベルの二段階で多様な主体が意見を交換し、相互に協力できる推進体制を整備します。

## 〇 全道レベルの推進体制 (北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議)

行政や事業者団体等で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」では、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する取組や犯罪情勢等について、意見交換、提案、情報提供を行い、また、道民運動として展開している「安全・安心どさんこ運動」を普及させるための広報啓発や運動への参加を呼び掛けています。

さらに、例年5月、10月に開催する「道民の集い」では、著名人や学識経験者による講演をはじめ、犯罪情勢に応じた防犯情報の発信、防犯ボランティア団体・個人への表彰など、安全で安心な地域づくりを推進する気運の醸成を図っています。

## 著名人等による防犯トーク・講演



全日本スキー連盟副会長 原田 雅彦 氏 テーマ『自転車盗難防止、闇バイトの注意喚起、 防犯アプリの利用促進』



東北大学大学院准教授 荒井 崇史 氏 テーマ『犯罪予防の心理学-闇バイトを広め ないための対策』ほか

#### 防犯情報の発信



安全・安心パネル展

#### 表 彰



犯罪のない安全で安心な地域づくり賞(4団体受賞)

## 〇 地域レベルの推進体制

地域レベルの推進体制とは、地域の犯罪情勢や地域事情に応じて、市町村の生活 安全条例等に基づき、地元自治体や所轄警察署、地域住民、防犯団体、事業者団体 等を中心に構成し、地域住民の要望や意見の聴取、地域の実態に即した防犯活動や 広報活動を行うなど、具体的で実効性のある防犯活動を推進するためのコーディネ ーター役を担う推進母体となるものです。

# (2) 道民等の防犯・規範意識の醸成(条例第9条)

犯罪のない安全で安心な地域づくりにあたっては、条例の基本理念にある、「自らの安全は自らが創造していく」という自主防犯の意識や生活する上でのモラル・ルールを守る規範意識を育てることが重要です。

また、昨今では、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスの利用が急速に普及する中で、SNS等の利用に起因して児童等が犯罪被害に遭うケースが増加しているほか、目先の利益を手に入れるため、若者等が闇バイトに安易に応募し、特殊詐欺などの犯罪に加担してしまうことが社会問題となっています。

道民等の防犯・規範意識を醸成し犯罪被害を防止するため、積極的な広報啓発活動 を行います。

#### <具体的な取組>

- ●SNS、テレビ、ラジオ、新聞など様々な媒体を活用した広報啓発
- ●地域の絆、コミュニティを高める「安全・安心どさんこ運動」の普及啓発
- ●地域安全運動の実施

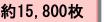
#### 目標(令和6年度末までに)

「安全・安心どさんこ運動」関連ポスター配付枚数

令和4年12月末 **約15,700枚** 



令和5年12月末





目標値

約17,600枚





「安全・安心」どさんこ運動」関連ポスター



運動参加団体での掲示状況

# (3) 道民等による自主的な防犯活動の推進(条例第10~13条)

## 〇 道民等に対する支援

犯罪のない安全で安心な地域づくりを促進するため、道民、事業者、関係団体に 必要な支援を行います。

## く具体的な取組>

- ●実践型防犯教室の開催
- ●地域安全活動のリーダーの委嘱
- ●地域安全マップの作成・助言 ●防犯ボランティアリーダー養成講座の開催
- ●大学生等の若い世代や現役世代による自主防犯活動への参加促進を図るための支援
- ●防犯関連行事への職員の派遣



実践型防犯教室の開催



防犯ボランティアリーダー養成講座

#### 〇 情報の提供

犯罪のない安全で安心な地域づくりの基礎となる自主防犯の取組は、地域で起き ている事件や事故の実態を知り、理解することから始まります。

発生実態に応じた地域ぐるみの取組や効果的な自主防犯を進めるためには、より 詳細でタイムリーな情報が欠かせないことから、引き続き、道警察の防犯アプリ「ほ くとポリス」のインストール数の拡大に努めます。

## 目標(令和7年度末までに)

#### 「ほくとポリス」インストール数

※「ほくとくん防犯メール」、「道警察公式Twitter」と連動。令和4年10月から運用開始

令和4年12月末

9.405件



令和5年12月末

23.690件



目標値

50,000件

# 〇 自主防犯活動の活性化及び支援

防犯ボランティア団体に対する防犯研修会の開催や合同パトロール等を通じて、 防犯に関するノウハウを提供するなど、防犯ボランティア活動の充実を図ります。

## 目標(令和7年度末までに)

防犯ボランティア団体の結成状況

令和4年12月末 157/179市町村



令和5年12月末 153/179市町



目標値 全市町村







警察と防犯ボランティア団体との合同パトロール・啓発活動

# 〇 市町村に対する支援

地域の安全確保には、地域事情に精通し、住民に密着している市町村の果たす役 割は極めて重要であるため、必要な支援を行います。

#### <具体的な取組>

- ●防犯活動事例の紹介 ●市町村主催行事への講師の派遣、啓発資材の送付
- ●防犯上の指針等に関する技術的指導、助言

#### 〇 防犯活動推進地区に対する支援|

防犯活動推進地区(モデル地区)を指定して、道、道警、道教委が行う事業を重 点的、優先的に支援することで、住民の防犯意識の高揚と犯罪の減少を目指し、ま た、その取組効果を広く周知することにより、他の地域にも波及させる取組を行い ます。

#### く具体的な取組>

- ●実践型防犯教室の開催
- ●防犯ボランティアリーダー養成講座の優先受講
- ●地域安全マップの作成・指導 ●合同防犯パトロールの実施
- ●ネットワーク交流会の開催
- ●防犯講習会、防犯訓練、防犯診断の実施や講師派遣
- ●スクールガード・リーダーの巡回指導経費の負担、研修会の開催

# (4) 学校・通学路等における児童等の安全確保(条例第14~18条)

## 〇 学校における児童等の安全確保

学校は、児童、生徒等が一日の大半を過ごす生活の場であり、保護者とも離れていることから、学校の管理者等は、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針(学校等における児童等の安全の確保)」を踏まえ、その管理責任に基づき児童等の安全の確保に努めます。

#### <具体的な取組>

- ●不審者侵入時や犯罪予告等に対する危機管理マニュアルの不断の見直しと校内協力体制の充実
- ●登下校又は通所時以外の玄関の施錠等による不審者の侵入防止対策や緊急時に 備えた体制の充実
- ●防犯監視システム等の防犯設備の整備
- ●不審者侵入時等における対応訓練、誘拐等の防止に関する安全指導等

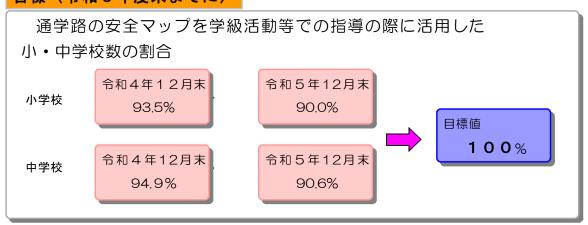
#### 〇 通学路等における児童等の安全確保

児童等が犯罪の被害に遭う事件の多くは、通学路や公園等でも起きていることから、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関、児童等が日常的に利用している道路、公園、広場等の施設管理者等の地域の関係者は、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針(通学路等における児童等の安全の確保)」を踏まえ、連携して児童等の安全確保に努めます。

#### <具体的な取組>

- ●通学路等の安全点検の確実な実施
- ●学校、保護者及び地域住民と連携した巡回パトロール等の安全確保のための活動 の充実
- ●通学路の安全マップの作成と安全指導への活用

#### 目標(令和6年度末までに)



## 〇 安全対策の推進体制の整備

学校・通学路等における児童等の安全の確保を推進するためには、学校関係者のみならず、地域の関係者との連携が必要であることから、学校の管理者等は、「地域の連携の場」をはじめとした地域との連携による推進体制を整備し、児童等の安全の確保に関する取組を円滑に行うよう努めます。

#### く具体的な取組>

- ●学校、保護者、地域住民及び警察等の関係機関等と連携した取組や情報共有を図る体制の整備
- ●学校安全教室・学校安全推進会議の開催

# 〇 安全教育等の充実

学校等は、児童等に安全を確保するために何が必要かを理解させ、犯罪被害に遭わないための知識を習得させるとともに、危険を予測し、回避できる能力の育成に努めます。

また、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営む資質 ・能力を育むことができるよう、情報モラルを含めた安全教育の充実に努めます。

#### く具体的な取組>

- ●警察等の関係機関と連携した防犯教室や防犯訓練の実施の促進
- ●児童等の危険予測・回避能力の育成に資する実践的な安全教育事例等の活用促進
- ●高校生の自主的な学校安全活動の促進、防犯に対する意識の高揚
- ●関係機関と連携したインターネット安全利用教室の実施の促進







地域や関係機関と連携した児童の安全教育

#### 目標(令和9年度末まで)

防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している小・中・高校の割合 令和4年12月末 令和5年12月末 小学校 99.0% 98.7% 目標値 令和4年12月末 令和5年12月末 100% 中学校 98.9% 97.9% 令和4年12月末 令和5年12月末 100% 98.4% 高等学校

# 〇 「子どもの安全を見守る運動」の推進

事業者等の協力を得て、啓発ポスター、ステッカーを掲示して、児童等の安全の確保に対する道民の意識喚起、児童等の一時保護、通報の協力を促進し、「子どもの安全を見守る運動」の普及啓発に努め、児童等の安全の確保を図ります。

# 目標(令和8年度末までに)

「子どもの安全を見守る運動」ステッカー貼付車両台数

令和4年12月末

約45,700台



令和5年12月末 **約47,900台** 



目標値

約50,450台





「子どもの安全を見守る運動」ステッカー貼付車両

# ~「ながら見守り」による地域全体での子どもの見守り~

子どもの安全を確保するためには、地域と社会が一体となって、「子どもたちの安全を守る」という共通の思いのもと、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう見守っていくことが必要です。

しかし、日常の生活の中で、見守りを含めた防犯活動に時間が とれず参加できないという方も多くいらっしゃると思われます。

「子どもの安全を見守る運動」は、参加いただける方に「できることから」「できる範囲」で地域での見守りに参加していただくこととしております。

北海道では、地域の方々や企業等に対し、「子どもの安全を見守る運動」を通じた「ながら見守り」へのご協力をお願いしております。

「ながら見守り」とは、日常の生活の中で、防犯の視点を持っていただき、日常生活の行動を通じた見守りを行っていただくものです。

子どもたちのかけがえのない命を守るため、多くの方に本取組に参加いただけるよう普及啓発に努めてまいります。





【「ながら見守り」の活動例】 〇ウォーキングやジョギング 〇犬の散歩 〇花の水やり、庭木の手入れ 〇買い物 〇通勤、仕事の業務 〇除雪



# (5) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(条例第19~24条)

# 〇 犯罪の防止に配慮した道路等の普及

道路、公園、駐車場及び駐輪場は、犯罪の発生が多く、また、不特定多数の者が利用する公共空間です。

構造的、設備的な要因等ハード面の整備を図るなどして、犯罪の防止に配慮した 対策を講ずることとしています。

#### く具体的な取組>

- ●北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針(道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、設備等)の普及
- ●道路状態の保持と道路利用者の安全を図るための道路の維持修繕
- ●犯罪の防止に配慮した都市公園等の整備・管理の推進
- ●駐車場及び駐輪場に対する防犯対策の推進

# 〇 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

日常生活の基盤となる住宅は、絶対的な安全が求められるプライベート空間ですが、建物の構造や設備によっては犯罪発生の要因となり、空き巣や強盗、性犯罪等の事件が発生する場合があります。

戸建住宅は、低層が多く犯罪を企てる者の接近が容易であり、共同住宅では、出入口、階段、エレベーター等不特定多数の者が出入りすることができる共用部分があるため、犯罪の防止に配慮した対策を講ずることとしています。

#### く具体的な取組>

- ●北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針(住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等)の普及
- ●鍵やガラス等防犯性能の高い建物部品に関する情報提供
- ●教育の場等を活用した住まいやまちづくりに対する意識の向上
- ●住宅関連団体との情報交換
- ●防犯モデルマンション認証による防犯性の高いマンションの普及促進



認証第 号

防犯モデルマンションに認証されるためには、審査基準 を満たす必要があります。

例えば、住居部分への侵入対策として防犯ガラスが使用されていることや防犯センサーが設置されていること、共用のエレベーター内が外部から見通せる構造になっていることや防犯カメラ、非常通報装置が設置されていること、さらには共用玄関出入口がオートロックになっていることや防犯カメラが設置されていることなどがあります。

マンション建設に携わる企業等は、防犯性の高いマンションの建設に努めましょう。

#### 【トピックス5】

#### 駐車場、駐輪場、共同住宅での防犯カメラの設置について

防犯カメラは、犯人の検挙や犯罪の防止に有効な防犯対策の一つですが、その運用にあ たっては、それぞれの地域の事情に考慮し、個人のプライバシーへの配慮等が求められます。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針では、共同住宅や駐車場、駐輪場の整備 に際し、周囲からの見通しが確保されない場合の補完対策の一つとして防犯カメラの設置 を提示しているほか、特に共同住宅についてはその必要性と管理体制の在り方などを併せ て検討することを示しています。

また、北海道警察では、防犯カメラ設置に関わる指導・助言を行っていますので、お気№ 軽にお近くの警察署にご相談ください。

#### <防犯カメラの効果的な設置場所例>



# 検討のポイント

- 必要性、管理体制のあり方記録装置の設置
- ・見通しの補完、犯意の抑制等の観点からの有効な位置、台数等 ・必要な照度の確保

## 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議事務局

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 TEL011-231-4111 (内線24-163)
TEL011-251-0110 (内線3031)
TEL011-231-4111 (内線35-656)